

下水道分野における 「水の官民連携」ガイドライン第3.0版の改訂について

国土交通省
水管理・国土保全局
上下水道審議官グループ
令和8年6月26日

ガイドライン 策定にあたって

- これから導入検討を開始する地方公共団体の実務担当者に分かりやすく、必要不可欠な情報等が盛り込まれていることを最優先に考えて策定
- 実現の難易度が高い一方で期待される効果・メリットがより大きい工夫をしようとする場合に、参考になる情報等を実施編で記載
- 地方公共団体が、本ガイドラインの内容を参考にしつつ、関係者間で議論し、地域の実情に即してカスタマイズすることを期待
- 今後、導入検討が進み、先行事例が増えていく中で、追加で盛り込むべき内容があれば、柔軟に見直し

「水の官民連携」 のコンセプト

- 「水の官民連携」は職員不足、施設老朽化、料金・使用料収入減少等、上下水道事業・経営の課題解決、持続性向上の一つの有効な手段
- 社会全体で人手不足が進む中、従来、細分化され短期で委託されていた業務を、まとめて長期で委託する「水の官民連携」により、官民双方の事務負担軽減、より効果的・効率的な事業運営、新たな付加価値の創出が実現することで、人々の生活に欠かせない上下水道サービスが将来にわたり、安定的に提供されることを目指す
- 担い手となる民間事業者等にとっても持続的に参画することができる環境の構築が必要であり、適切な利益やリスク分担のもと、官民が対等なパートナーとして良好な関係を築き、連携して事業を実施していくことが重要

下水道分野における ウォーターPPP ガイドライン 第2.0版

下水道分野における
ウォーターPPPガイドライン第2.0版

令和7年4月

国土交通省 水管理 国土保全局
上下水道審議サグループ

コンセッション方式 GL (R4.3版)

下水道事業における
公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン

令和4年3月

国土交通省 水管理 国土保全局 下水道部

策定 検討 委員会

下水道分野における 「水の官民連携」 ガイドライン 第3.0版

〔 本体ワード
概要版PPT 〕

レベル3.5

基礎編

実施編

資料編

コンセッション方式

委員等名簿

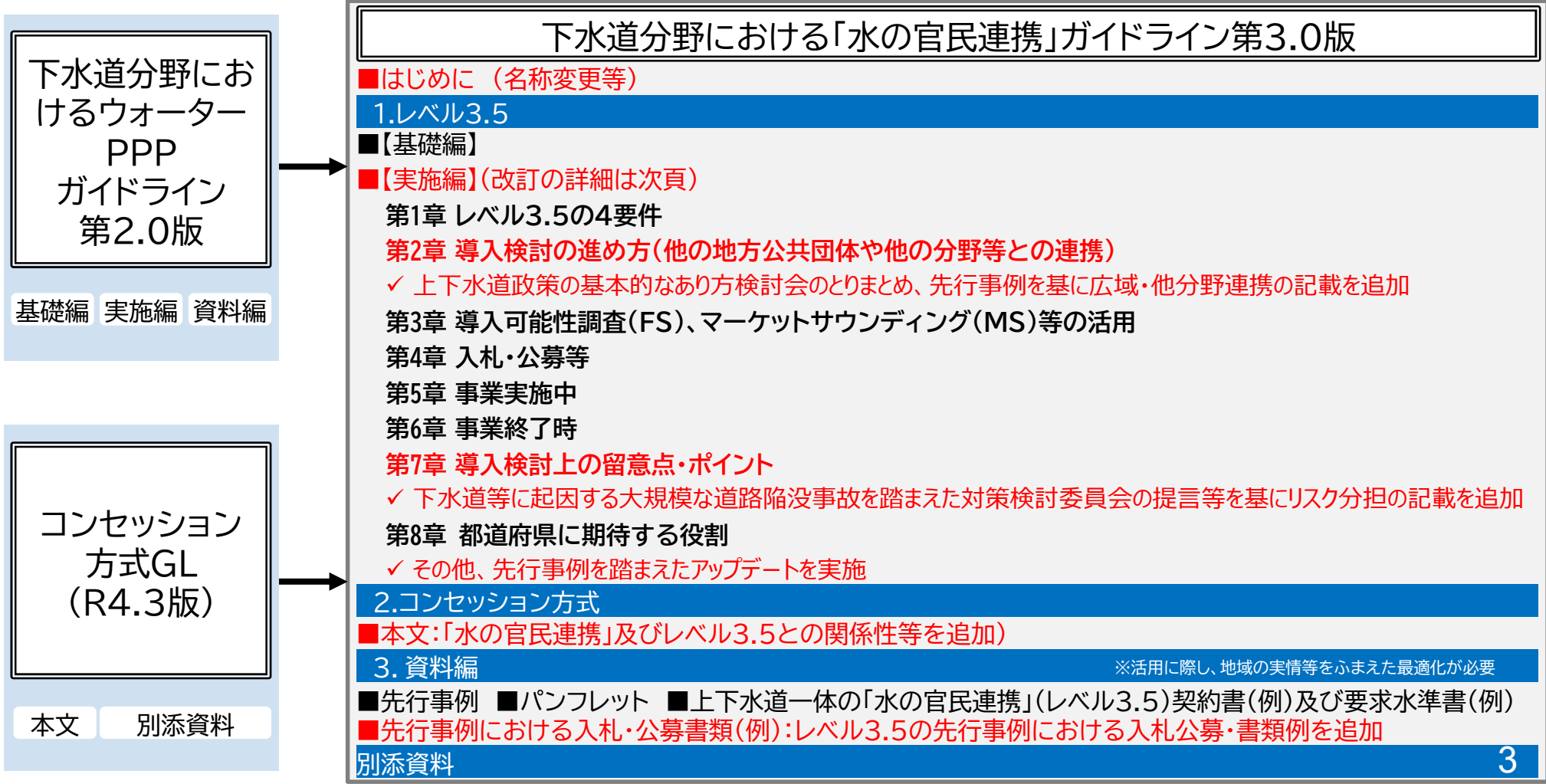
下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン策定検討委員会
委員等名簿（令和7年度）
（敬称略・50音順）

	氏名	所属
座長	たまた 滝沢 智	東京都立大学 都市環境学部都市基盤環境学科 特任教授
委員	いたに 井谷 裕介	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士
〃	うらふみ 浦上 拓也	近畿大学 経営学部経営学科 教授
〃	かとう 加藤 裕之	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻 特任准教授
〃	さとう 佐藤 裕弥	早稲田大学 研究院 准教授
〃	たかばし 高橋 玲路	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
〃	なみば 難波 悠	東洋大学大学院 経済学研究科公民連携専攻 教授
〃	もりた 森田 弘昭	日本大学 生産工学部土木工学科 教授
〃	やまがた 山形 淳	株式会社 民間資金等活用事業推進機構 執行役員投資部長
〃	おおい 大前 正嗣	神奈川県葉山町 環境部下水道課 課長
〃	おぐま 小熊 昌幸	新潟県糸魚川市 ガス水道局 経営係 係長
〃	たけうち 竹内 章二	京都府城陽市 上下水道部 部長
〃	はらだ 原田 俊崇	大阪府大阪市 建設局下水道部調整課 課長
〃	たま い 玉井 和彦	愛媛県新居浜市 上下水道局 局長
〃	しまぶくろ 島袋 清松	沖縄県宜野湾市 上下水道事業管理者 上下水道局長

オブザーバー	公益社団法人	日本下水道協会
〃	一般社団法人	日本下水道施設業協会
〃	公益社団法人	全国上下水道コンサルタント協会
〃	一般社団法人	日本下水道施設管理業協会
〃	公益社団法人	日本下水道管路管理業協会
〃	一般社団法人	持続可能な社会のための日本下水道産業連合会
〃	地方共同法人	日本下水道事業団
〃	公益財団法人	日本下水道新技術機構
オブザーバー （各府省）	内閣府	民間資金等活用事業推進室
〃	総務省	自治財政局 準公営企業室
事務局	国土交通省	水管理・国土保全局 上下水道企画課 管理企画指導室

第3.0版への改訂にあたって

- 第2.0版を中心に、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」のとりまとめ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の提言、「上下水道地震対策検討委員会」のとりまとめ、導入検討ないし導入の先行事例の蓄積等、最新情勢を踏まえて改訂
- 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」（R4.3版、コンセッション方式GL）も、必要に応じた改訂を実施
- これらをまとめて「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版」として策定
- 「水の官民連携」の推進には、地域の実情に精通している地元企業の参加を含め、地域関係者の理解を得て導入を進めていく必要があるが、その際に、地方公共団体等から「地方議会等の理解を得るためには横文字は馴染みにくい」という意見を頂いている。その意味が伝わりやすくなるよう『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン』へ変更



○ 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版の主な改訂内容は下記の通り

目次

青字:改訂箇所

主な改訂内容

実施編

第1章 レベル3.5の4要件

1.1 要件①長期契約(原則10年)

1.2 要件②性能発注

1.3 要件③維持管理と更新の一体マネジメント

1.4 要件④プロフィットシェア

第2章 導入検討の進め方(他の地方公共団体や分野等との連携)

2.1 連携の効果・メリット

2.2 連携の留意点・ポイント

2.3 段階的な広域型・分野横断型のレベル3.5効果・メリット(新規)

2.4 段階的な広域型・分野横断型のレベル3.5留意点・ポイント(新規)

2.5 導入検討の流れ(新規)

第3章 導入可能性調査(FS)、マーケットサウンディング

3.1 導入可能性調査(FS)

3.2 マーケットサウンディング(MS)

第4章 入札・公募等

4.1 留意点・ポイント

4.2 レベル3.5の受託者

4.3 募集要項等の公表

4.4 競争的対話等

4.5 審査・選定

- ・管路について仕様発注から開始する場合についての記載の補足
- ・先行事例に関連した記載の追加
- ・その他記載の補足・追加

- ・広域型・分野横断型により期待される共同モニタリング・業務標準化等の具体的な効果・メリットについて記載を追加
- ・広域型・分野横断型における、入札公募条件の調整やリスク分担等の具体的な留意点・ポイントについて記載を追加
- ・段階的な広域型・分野横断型における、連携方法や見通しの公表等に関する具体的な留意点・ポイントについて記載を追加
- ・随意契約を想定する場合に関する記載を補足
- ・先行事例も踏まえた、事業の発案から導入に至る検討の流れについて記載を追加
- ・先行事例に関連した記載を追加
- ・その他記載の補足・追加

- ・JV・SPC等の想定する受託者の体制による留意点の補足
- ・FS等の受託者が入札・公募に参加することの可否に関する記載を補足
- ・先行事例に関連した記載を追加
- ・その他記載の補足・追加

○ 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版の主な改訂内容は下記の通り

目次	主な改訂内容
青字:改訂箇所	
第5章 事業実施中	・記載の補足・追加
5.1 モニタリング・履行確認	
5.2 情報公開	・レベル3.5を実施することによるレベル4への円滑な移行等の効果やレベル4に移行する場合の検討フロー例等の記載を追加
5.3 契約解除	・先行事例に関連した記載を追加
5.4 次期入札・公募等の準備	・その他記載の補足・追加
第6章 事業終了時	
6.1 事業終了時における検証	
6.2 事業終了時における引継ぎ	
6.3 レベル3.5からレベル4への移行(新規)	・地元企業参画の重要性について、記述を拡充
第7章 導入検討上の留意点・ポイント	・レベル3.5で管理者が果たす役割や技術継承の方法における留意点・ポイント等の記載を追加
7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参考の考え方	・外部から可視化されていないという管路の特殊性及び、それを踏まえた大規模な管路を含む場合のリスク分担の考え方の例等の記載を追加
7.2 中長期の事業期間を見据えた技術継承の考え方	・その他記載の補足・追加
7.3 リスク分担	
7.4 民間事業者等が持続的に参画しやすい環境づくり	
第8章 都道府県に期待する役割	・先行事例に関連した記載を追加
8.1 都道府県に期待する役割	・その他記載の補足・追加

下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版【レベル3.5基礎編】（パワーポイント版）

令和8年4月

基礎編「第3章」3.7 交付金等要件化の概要

- 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。
- 交付金等の要件充足には、本ガイドライン3.1「対象施設・業務範囲の設定の考え方」(詳細は本ガイドライン3.4、3.5参照)が前提
- よって、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 令和9年度以降に污水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」であることが必要
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」は、レベル3.5の場合、入札・公募の開始(募集要項等の公表)を意味(入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は契約締結、入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は、契約締結)
- 「令和9年度以降に要件化」については、令和9年度以降、交付金等を充足した後に、污水管の改築に関する要素事業について交付申請することが可能
- なお、予算成立後の財務大臣の実施計画承認日まで効力を遡及させる場合(いわゆる早期着工申請を行う場合)、当該日付までに交付要件を充足している必要がある

図表 3-8 令和9年度以降の要件化後の交付金等交付申請手続き(イメージ)



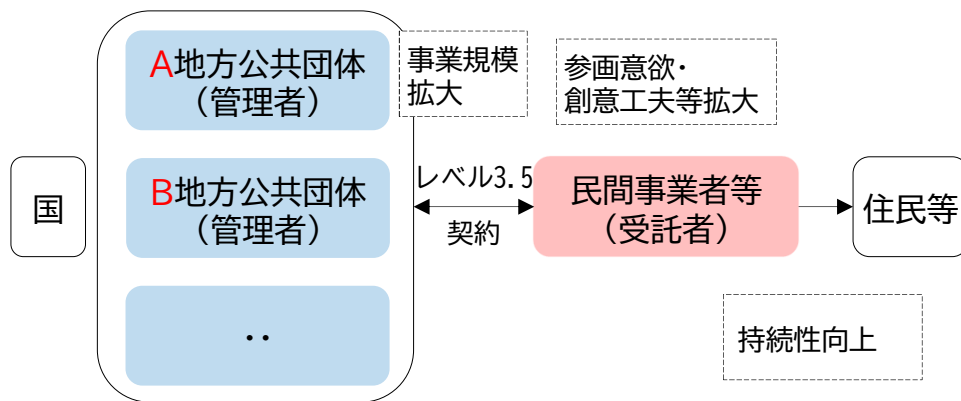
下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版【レベル3.5実施編】(パワーポイント版)

令和8年4月

実施編「第2章」2.1 連携の効果・メリット

- 広域型・分野横断型のレベル3.5は、事業規模拡大等の効果・メリットがあると考えられ、例えば、中小規模の地方公共団体がレベル3.5の導入検討を進める際に、有効な選択肢となる。
- 事業開始時点から広域型・分野横断型となるよう案件形成する以外に、段階的な広域型・分野横断型の案件形成も可能である。

図表 2-1 広域型レベル3.5の効果・メリット



地方公共団体(管理者)

民間事業者等(受託者)

効果・メリット

広域型により拡大する効果

- ▶ 民間事業者等(受託者)の参画、より質の高い効果・メリット等を期待でき、持続性向上、基盤強化に資する

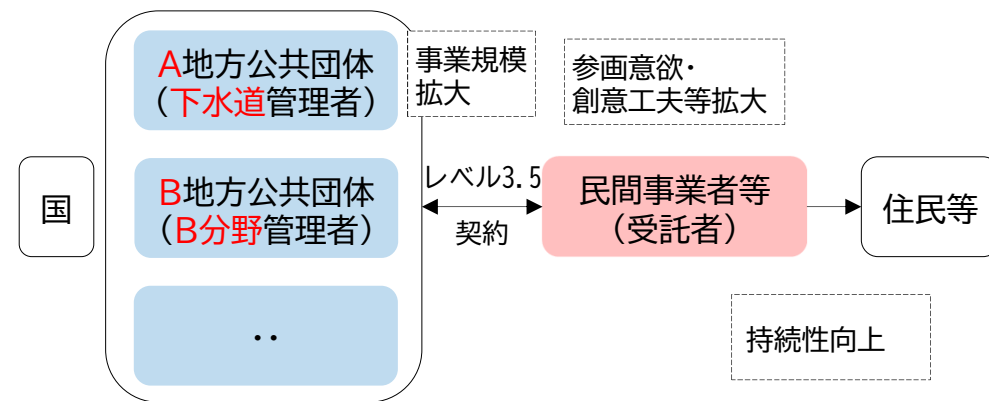
広域型による追加効果

- ▶ 共同モニタリング(専門人材確保による業務執行力向上)
- ▶ 業務標準化(一元的管理)等

- ▶ 事業規模が大きくなるため、参画意欲が向上し、また、創意工夫の余地が拡大等する

- ▶ 人材・資機材の共通化、規格の統一による効率化
- ▶ 官民対話や入札公募の負担軽減 等

図表 2-2 分野横断型レベル3.5の効果・メリット



地方公共団体(管理者)

民間事業者等(受託者)

効果・メリット

分野横断型により拡大する効果

- ▶ 民間事業者等(受託者)の参画、より質の高い効果・メリット等を期待でき、持続性向上、基盤強化に資する

分野横断型による追加効果

- ▶ 他分野同時施工等による効率性向上
- ▶ マルチ人材による業務執行力向上
- ▶ 業務標準化(一元的管理)等

- ▶ 事業規模が大きくなるため、参画意欲が向上し、また、創意工夫の余地が拡大等する

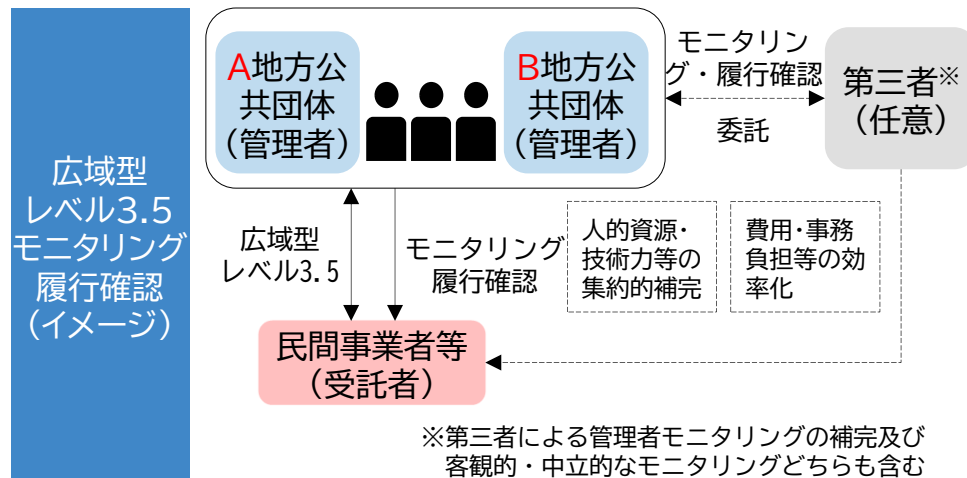
- ▶ 人材・資機材の共通化、規格の統一による効率化
- ▶ 官民対話や入札公募の負担軽減 等

※なお、広域型と分野横断型は択一的なものではなく、広域型かつ分野横断型のレベル3.5を実施することも可能

実施編「第2章」2.1 連携の効果・メリット

- 広域型のレベル3.5は、例えば、中核的な役割を果たす地方公共団体を中心に導入検討を行うことで、中小規模の地方公共団体においても導入のノウハウを享受することを期待
- モニタリング・履行確認を連携して実施することで、必要な人的資源や技術力の確保、効果的・効率的な配置等が可能

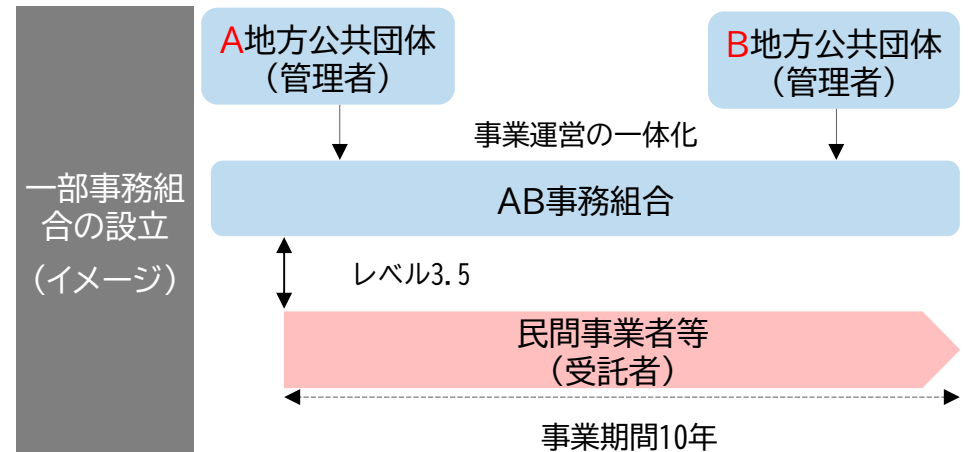
図表 2-3 広域型レベル3.5のモニタリング・履行確認(イメージ)



効果 メリット

- ▶ モニタリング・履行確認を連携して実施することで、必要な人的資源や技術力の確保、効果的・効率的な配置等が可能となりうる
- ▶ 第三者モニタリング(管理者の任意)を活用する場合、連携して委託することで、費用や事務負担等を効率化することが可能となりうる
- ▶ 受託者においても複数の地方公共団体のモニタリングを同時に実施するため、知識・ノウハウが蓄積されやすい
- ▶ モニタリングの要求水準や様式等の基準や規格等の統一が図られやすくなり、広域的な連携の推進に資すると考えられる

図表 2-4 一部事務組合の設立(イメージ)



効果 メリット

- ▶ 経営広域化後にレベル3.5を発注するため、事業や経営が統合され、よりスケールメリットを享受しやすい
- ▶ 一元的な管理により、ソフト・ハードの合理化を進める余地が拡大し、受託者もより効率的に実施可能
- ▶ 核となる地方公共団体は事務の負担が減る

留意点 ポイント

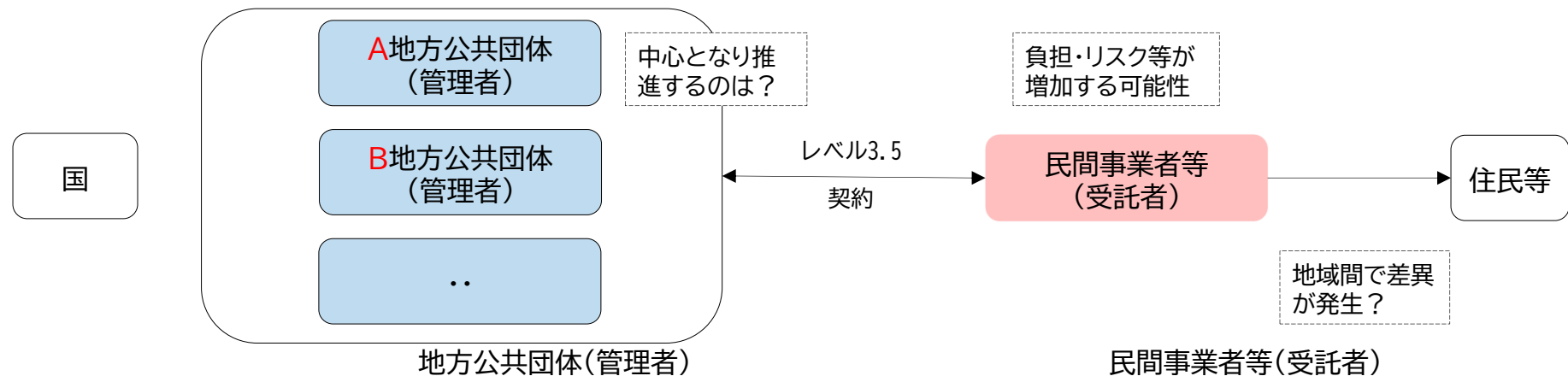
- ▶ 事業や経営の統合に時間がかかる
- ▶ 地方公共団体間の調整や手続きに時間が必要
- ▶ 経営状況に課題がある地方公共団体については事業運営の一体化が難しい

実施編「第2章」2.2 連携の留意点・ポイント

- 他の地方公共団体や他の分野と連携する広域型・分野横断型のレベル3.5は、導入検討や入札・公募の事務的な負担や、事業期間中のリスク等が増加する可能性があること等に留意する必要がある。
- そのため、中心となって連携を推進する地方公共団体(管理者)の存在や、効果的な実施に向けた、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し、入札・公募条件設定、モニタリング・履行確認等の工夫が重要となる。

図表 2-5 広域型レベル3.5の導入検討上の留意点・ポイント

※分野横断型も同様(地方公共団体を管理者に読み替え)



留意点・ポイント

- ▶ 中心となって推進する地方公共団体の事務的な負担が増加する
- ▶ 地方公共団体間で契約・要求水準等の入札公募条件等の調整が必要
- ▶ 事業期間中の地方公共団体間のリスク分担や、レベル3.5の4要件④プロフィットシェアの設定等の調整が必要

- ▶ MS等の官民対話や、入札公募の提案等の負担が増加しやすい
- ▶ 契約・要求水準等の設定次第で、地方公共団体にばらつきがある場合、創意工夫等が困難となり効果・効率を高めにくくなる
- ▶ 事業期間中の管理者の連携解消リスク

実施編「第2章」2.2 連携の留意点・ポイント

- 広域型・分野横断型レベル3.5の先行事例は図表 2-9参照
- 比較的小規模の地方公共団体でも広域型・分野横断型レベル3.5の案件形成が進められているが、広域型・分野横断型レベル3.5の導入検討を開始した契機は事例に相違

図表 2-9 広域型・分野横断型ウォーターPPPの先行事例

	広域型 (河内長野、大阪狭山)		分野横断型 (水道、農集排)	分野横断型 (水道)	分野横断型 (水道)	分野横断型 (水道、工水)
地方公共団体	大阪府 大阪狭山市	大阪府 河内長野市	茨城県 守谷市	宮城県 利府町	京都府 城陽市	愛媛県 新居浜市
人口※	約5.7万人	約9.7万人	約7.0万人	約3.6万人	約7.2万人	約11.2万人
事業規模	(入札公募中)		約73億円(税込)	約31億円(税抜)	約38億円(税抜)	(入札公募中)
対象施設	・ ポンプ場 ・ 管路等	・ 処理場等 ・ 管路等	・ 処理場等 ・ 配水場 ・ 農集排	・ (上下水道分野のすべての施設)	・ 管路(一部) ・ 浄水場 ・ ポンプ場 ・ 配水池等	・ 処理場 ・ 管路 ・ 水源施設 ・ 基幹管路 ・ 工水施設 ・ 工水管路
業務範囲	・ 維持管理(修繕を含む) ・ 更新計画案作成 ・ 改築等	・ 維持管理(修繕を含む) ・ 更新計画案作成 ・ 改築等	・ 維持管理(修繕を含む) ・ 更新計画案作成 ・ CM(設計、施工監理)等	・ 維持管理(修繕を含む) ・ 更新計画案作成 ・ CM(設計、施工監理)等	・ 維持管理(修繕を含む) ・ 更新計画案作成等	・ 維持管理(修繕を含む) ・ 更新計画案作成 ・ CM(設計、施工監理) ・ 改築(一部)等

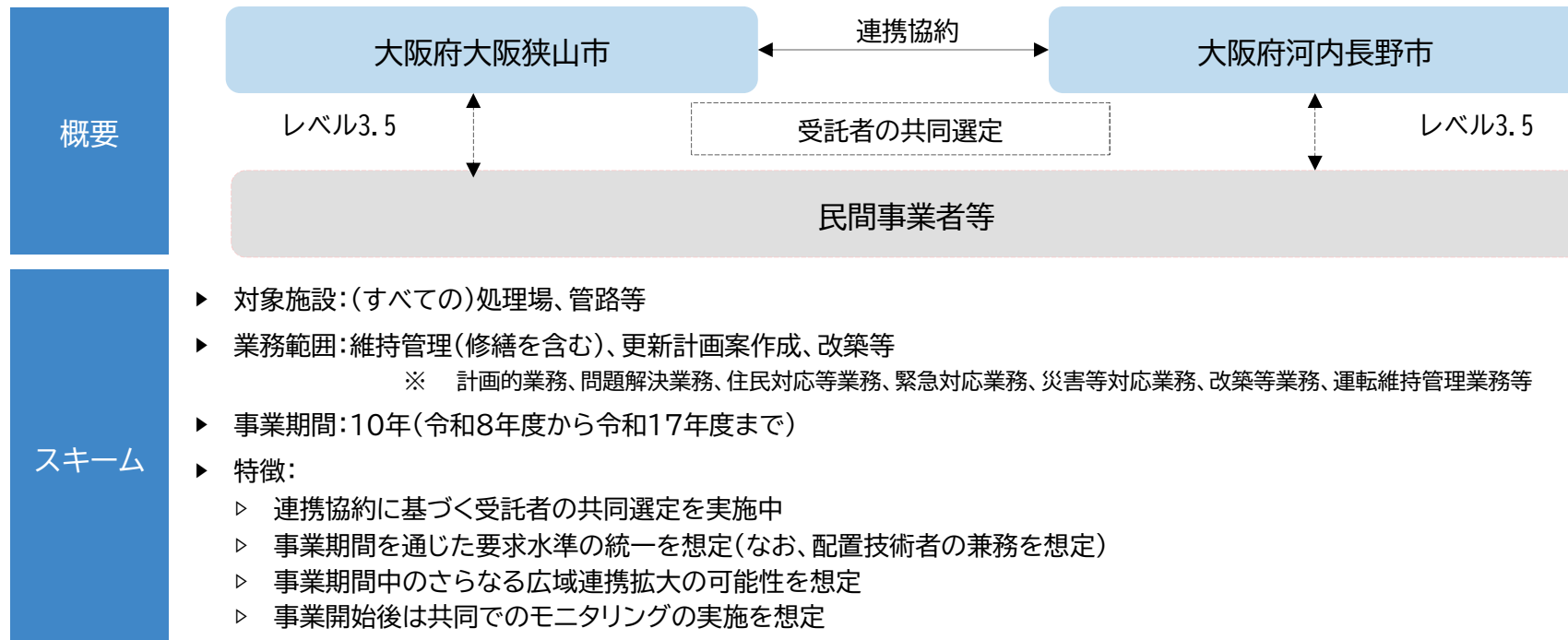
※ それぞれの地方公共団体のホームページより(R7.9末時点)

出典)各地方公共団体ホームページ公表資料等に基づき国土交通省作成

実施編「第2章」2.2 連携の留意点・ポイント

- 大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務(レベル3.5)と河内長野市下水道施設包括的管理業務(レベル3.5)では、連携協約に基づく受託者の共同選定(入札公募)を開始
- 事業期間を通じた要求水準の統一、広域連携拡大の可能性、配置技術者の兼務、共同でのモニタリング・履行確認等以下の工夫を想定
 - 次期事業を見据えて、事業期間中にプロフィットシェア等も活用して当該2市の要求水準(サービスレベル)の統一を目指すことを想定
 - 事業期間中に参画を希望する地方公共団体が現れた場合、協議を実施することを想定
 - 統括管理責任者、主任技術者、照査技術者は、兼務可能とすることを想定
 - 年次報告会を当該2市共同で実施することを想定

図表 2-7 大阪府大阪狭山市と大阪府河内長野市の広域型ウォーターPPP

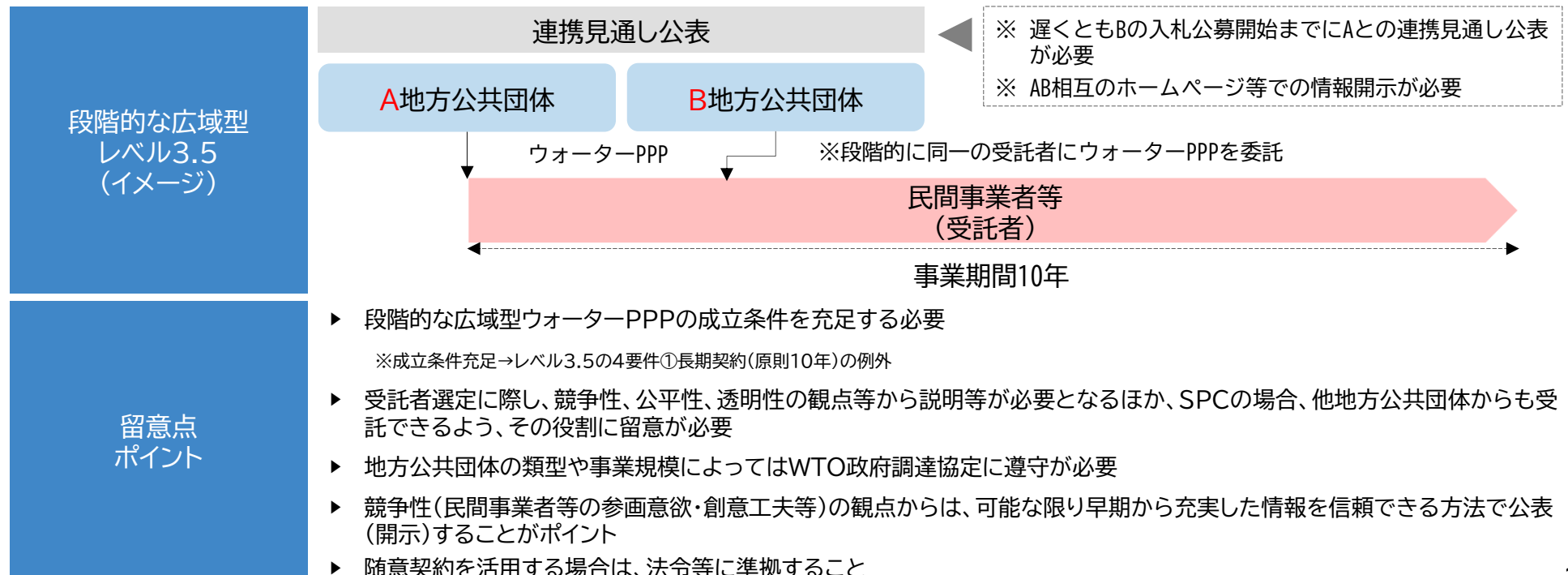


実施編「第2章」2.4 段階的な広域型・分野横断型レベル3.5留意点・ポイント

- 同一の受託者が、段階的に他の地方公共団体や他の分野のレベル3.5を受託することについては、競争性・公平性・透明性等の観点から説明が必要となること等に留意する必要がある。
- 段階的な広域型・分野横断型のレベル3.5では、同一の民間事業者等が、段階的に他の地方公共団体や他の分野のレベル3.5を受託
- このため、例えば先行して実施しているレベル3.5に対し、契約変更や入札・公募によらない随意契約等により、対象施設・業務範囲に他の地方公共団体や他の分野の施設・業務を追加することも想定

図表 2-12 段階的な広域型レベル3.5の導入検討上の留意点・ポイント

※ 分野横断型も同様(地方公共団体を管理者に読み替え)



実施編「第2章」2.4 段階的な広域型・分野横断型レベル3.5の留意点・ポイント

- 成立条件のひとつである連携の見通しを公表することについては、民間事業者等の参画意欲・創意工夫等に関係するため、可能な限り早期から充実した情報を地方公共団体相互のホームページで公表(開示)する等、信頼できる方法で実施することが適切

図表 2-13 連携の見通しを公表することの留意点・ポイント

公表の目的・趣旨	▶ 受託者となる民間事業者等に広域的な連携の見通しを提示することで、段階的ではない広域型ウォーターPPPと同程度の参画意欲・創意工夫等を引き出せるようにすることが目的 ▶ 可能な限り早期に、充実した情報が、信頼できる方法で開示されるほど、趣旨に合致								
公表の留意点・ポイント	<table><thead><tr><th>時期</th><th>内容</th><th>方法</th></tr></thead><tbody><tr><td> ▶ 連携の見通しが調い次第、可能な限り早期から公表することが望ましい ▶ 競争性、公平性、透明性の観点からは、連携するすべてのレベル3.5が入札公募を開始する前に見通しを公表することが望ましい </td><td> ▶ 民間事業者等の参画意欲・創意工夫等を引き出す観点から、可能な限り充実した(具体的な)連携の見通しの情報開示(公表)が望ましい 【例】 ・ 連携のスケジュール、ロードマップ ・ 対象施設、業務範囲の概要 ・ 受託者の選定方法 等 </td><td> ▶ 連携の見通しの信頼性の観点から、地方公共団体相互のホームページ等で情報開示(公表)される必要 ▶ 住民等への情報提供の観点から、誰もが閲覧可能な方法が望ましい </td></tr></tbody></table>	時期	内容	方法	▶ 連携の見通しが調い次第、可能な限り早期から公表することが望ましい ▶ 競争性、公平性、透明性の観点からは、連携するすべてのレベル3.5が入札公募を開始する前に見通しを公表することが望ましい	▶ 民間事業者等の参画意欲・創意工夫等を引き出す観点から、可能な限り充実した(具体的な)連携の見通しの情報開示(公表)が望ましい 【例】 ・ 連携のスケジュール、ロードマップ ・ 対象施設、業務範囲の概要 ・ 受託者の選定方法 等	▶ 連携の見通しの信頼性の観点から、地方公共団体相互のホームページ等で情報開示(公表)される必要 ▶ 住民等への情報提供の観点から、誰もが閲覧可能な方法が望ましい		
時期	内容	方法							
▶ 連携の見通しが調い次第、可能な限り早期から公表することが望ましい ▶ 競争性、公平性、透明性の観点からは、連携するすべてのレベル3.5が入札公募を開始する前に見通しを公表することが望ましい	▶ 民間事業者等の参画意欲・創意工夫等を引き出す観点から、可能な限り充実した(具体的な)連携の見通しの情報開示(公表)が望ましい 【例】 ・ 連携のスケジュール、ロードマップ ・ 対象施設、業務範囲の概要 ・ 受託者の選定方法 等	▶ 連携の見通しの信頼性の観点から、地方公共団体相互のホームページ等で情報開示(公表)される必要 ▶ 住民等への情報提供の観点から、誰もが閲覧可能な方法が望ましい							
その他	▶ 地方公共団体間や地域の合意形成の進捗等から公表時期等を判断することも考えられる ▶ 充実した情報開示が重要だが、導入検討の進捗に応じて段階的に詳細な情報を開示し、補完することも考える ※ ただし、連携するレベル3.5の入札公募開始までの見通しの公表が必要								

実施編「第2章」2.4 段階的な広域型・分野横断型レベル3.5の留意点・ポイント

【随意契約の締結が可能となる場合(要件)】

- 地方公共団体における契約は一般競争入札が原則とされており、随意契約できる場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定
- 同一の民間事業者等と、段階的に他の地方公共団体や他の分野のレベル3.5の随意契約を検討する場合、上記のいずれかの条件に該当するかを確認することが適切

【最高裁判所判例要旨(図表 2-16)】

- 最高裁判所昭和62年3月20日判決では、上記第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」について、地方公共団体の利益の観点から、当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当な場合をいうとしており、その判断は地方公共団体の契約担当者による合理的な裁量に基づいて判断されるものとしている趣旨
- 同判決は一般的な随意契約の締結について判断したものではあるが、同趣旨は同一の民間事業者等と随意契約をする場合にも当てはまると想定
- そして、段階的な広域型・分野横断型のレベル3.5においては、適切に連携の見通しが公表されており随意契約を行う事業について先行する入札・公募で実質的な競争性が確保されていたかや、随意契約を行う事業の内容や規模等が適切か等の観点から、随意契約の適切性を判断することが適切

図表 2-16 最高裁判所昭和62年3月20日判決(抜粋要旨)

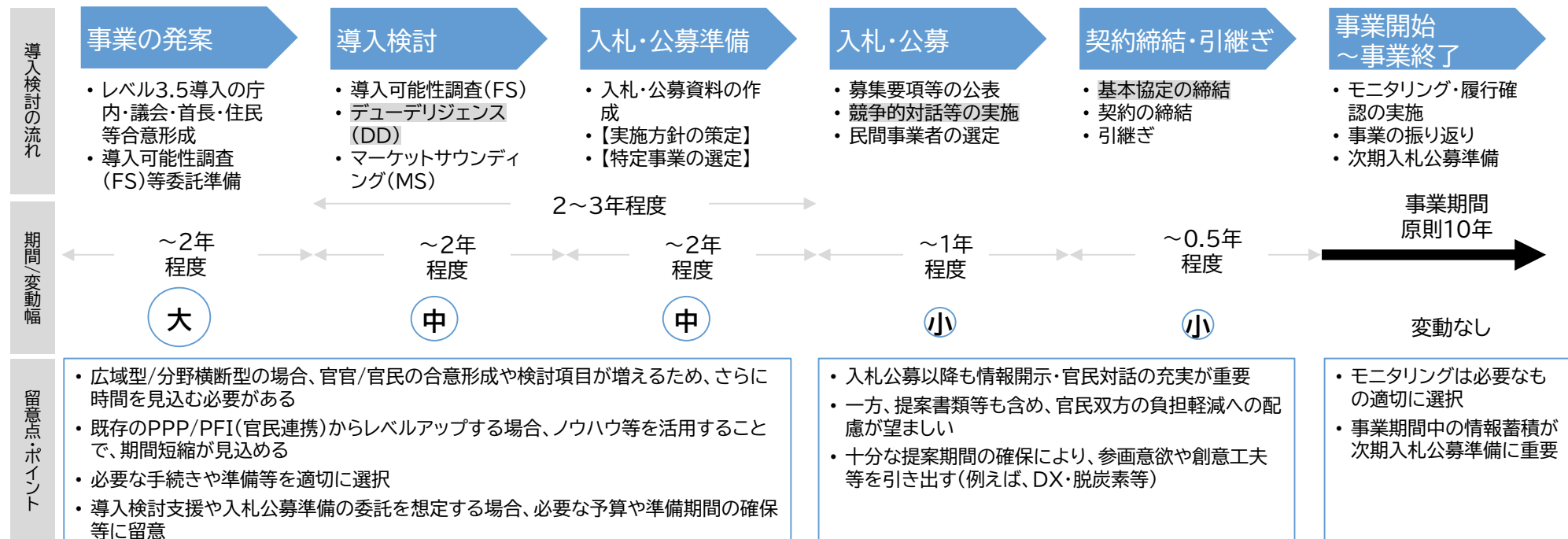
【(最高裁判例 昭和62年3月20日 抜粋要旨)】

- 普通地方公共団体が契約を締結するに当たり競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないとしても、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合には、右契約の締結は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する。
- 「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するか否かは、普通地方公共団体の契約担当者が、法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものと解するのが相当である。

実施編「第2章」2.5 導入検討の流れ

- 導入検討を開始する前の「事業の発案」段階では、広域型・分野横断型等の可能性も含め考えることが望ましい。また、事業期間中においても、次期入札・公募に向けた情報の収集・整理等を進めることが重要である。

図表 2-17 レベル3.5導入検討の流れ(一例)



<凡例> 灰色の項目:特段の必要がある場合に実施
【】の項目 :PFI事業契約の場合に実施(これ以外の場合は管理者の任意)

実施編「第4章」4.1 留意点・ポイント

4.1.1 手続上の工夫

【WTO政府調達協定】

- 都道府県、指定都市及び中核市が、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」で定められた額を超える入札・公募手続を検討する場合には、WTO政府調達協定、日欧協定及び日英協定の適用にも留意が必要(これらの団体が加入する一部事務組合・広域連合は適用対象外)
- これらの協定が適用される場合、以下の点に留意が必要
 - 一般競争入札(総合評価方式含む)となり、公募型プロポーザルが選択できない
 - 所在地に関する必要な資格(いわゆる地域要件)を定めることができない
 - 入札公告における一定事項は英語(またはフランス語かスペイン語)で記載する必要がある
- 協定が適用される場合においても、下水道が24時間365日の運用が求められることから、災害時の対応を含め適切な履行能力の確保が必要
- 協定の適用がない地方公共団体又は案件については、市場調査等の官民対話を通じて競争性を確保できるよう入札・公募条件を設定する等の留意が必要

図表 4-2 地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
(平成7年政令第372号、最終改正 令和2年12月24日政令第378号)

【政府調達協定(WTO協定)について】

(趣旨) 1994年(平成6年)4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「WTO協定」という。平成8年1月1日発効)、2012年(平成24年)3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書(以下「改正協定」という。平成26年4月16日発効)、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日欧協定」という。平成31年2月1日発効)、「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(以下「日英協定」という。令和3年1月1日発効)その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約を規定する地方自治法施行令(以下「令」という。)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとして制定(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下「特例政令」という。)第1条)。	
(対象範囲) ① 対象団体 都道府県、指定都市及び中核市(特例政令第2条、特例政令第3条) ※これらの団体が加入する一部事務組合・広域連合は適用対象外(特例政令第13条) ② 対象契約 地方公共団体が締結する契約(動産及び著作権法に規定する物品等並びにWTO協定及び改正協定に掲げられている役務又は建設工事)のうち、その予定価格が下記の区分に応じ定められた額以上のもの(特例政令第2条、特例政令第3条、令和6年1月25日付け総務省告示第19号)。	
ア 物品等	3,600万円 (3,000万円)
イ 建設工事	27億2,000万円 (22億8,000万円)
ウ 技術的サービス	2億7,000万円 (2億2,000万円)
エ その他のサービス	3,600万円 (3,000万円)
※当該基準額は令和6年4月1日～令和8年3月31日までの契約に適用。 ※(イ)内は令和6年4月1日～令和8年3月31日までの契約に適用。 ※中核市については、欧州連合の供給者と締結する契約に対してのみ適用(一部適用対象外あり)。	
(主な政令規定事項) ① 競争入札参加者の資格に関する公示を年度ごとに行うこと(特例政令第4条：令第167条の5第2項、令第167条の11第3項の特例) ② 一般競争入札参加者の資格につき事業所の所在地要件を適用しないこと(特例政令第5条：令第167条の5の2の特例)※中核市は一部例外あり ③ 一般競争入札の公告事項及び指名競争入札の公示事項を定めること(特例政令第6条、第7条：令第167条の6、第167条の12第2項、第3項の特例) ④ 競争入札参加者に入札説明書を交付すること(特例政令第8条：令規定なし) ⑤ 最低制限価格制度を適用しないこと(特例政令第9条：令第167条の10第2項、令第167条の13の特例) ⑥ 複数落札入札制度に関する事項(特例政令第10条：令規定なし) ⑦ 随意契約の事由等を限定すること(特例政令第11条：令第167条の2第1項、第4項の特例) ⑧ 落札者等の公示を行うこと(特例政令第12条：令規定なし)	

出典)総務省ホームページ

実施編「第4章」4.1 留意点・ポイント

4.1.1 手続上の工夫

参考

【WTO政府調達協定の適用(愛知県)】

- 豊橋浄水場再整備等事業(BT+レベル4)では、豊橋浄水場において、BT(Build-Transfer)方式による再整備と再整備後のレベル4を計画し、令和6年12月、公告を実施
- 同事業は、WTO政府調達協定により、調達の対象事項、参加表明書、資格審査書の提出期限、問い合わせ先を含む公告の概要を英語で公表
- また、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)により、一般競争入札として実施するとともに、当該入札に関し事業所の所在地に関する必要な資格については定めない形で公告

図表 4-3 (参考)豊橋浄水場再整備等事業での公告内容(抜粋)

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。 なお、本調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当します。 令和6年12月27日 愛知県公営企業管理者 企業庁長 坂 田 一 亮	
1 調達内容	
(1) 事業名称	豊橋浄水場再整備等事業
(2) 事業場所	豊橋市東小鷹野2丁目9番地1
(3) 事業概要	
ア 事業方式	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、愛知県豊橋浄水場（以下「本施設」という。）の再整備については、事業者が自らの提案をもとに施設の設計及び建設を行った後、愛知県企業庁に施設の所有権を移転する方式（BT：Build Transfer）により実施し、本施設の運営等については、愛知県企業庁が事業者に対して、本施設の公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）を設定する公共施設等運営権（コンセッション）方式により実施することとします。
6 Summary	
(1)	Subject matter of the contract: Design, reconstruction, and maintenance of the Toyohashi water purification plant under a PFI-BT concession, and maintenance of other related facilities under a PFI concession
(2)	Deadline for applications: Please send application forms by 5:00 p.m., February 25, 2025
(3)	Bidding time: 10:00 a.m., October 28, 2025 (Postal bids must reach us by 5:00 p.m., October 27, 2025)
(4)	Contact point: General Affairs Division, Aichi Public Enterprise Bureau 3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan

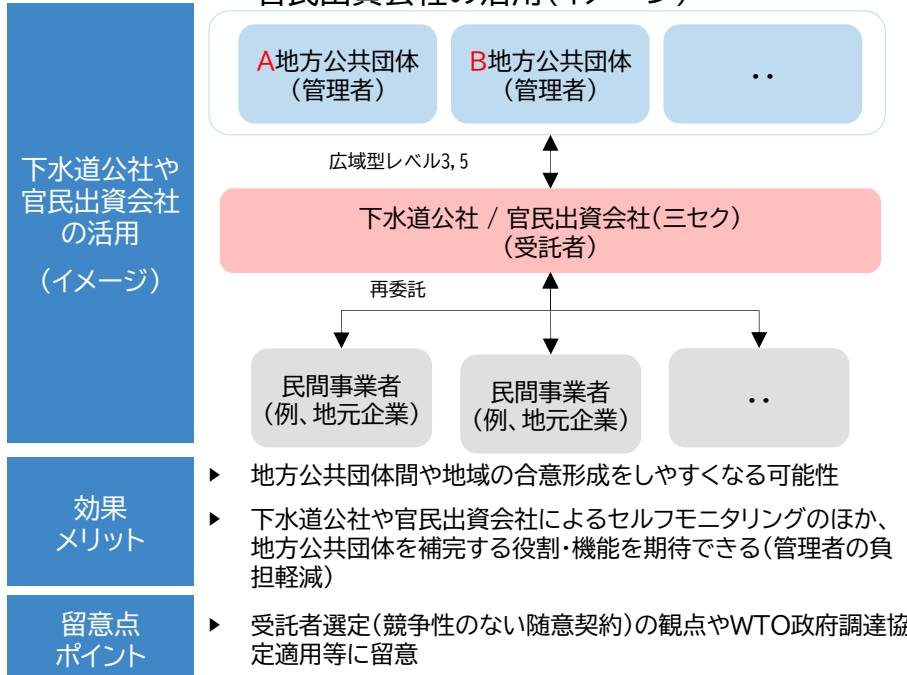
出典)愛知県「豊橋浄水場再整備等事業 公告」(R6.12)

実施編「第4章」4.2 レベル3.5の受託者

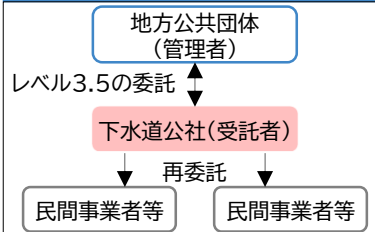
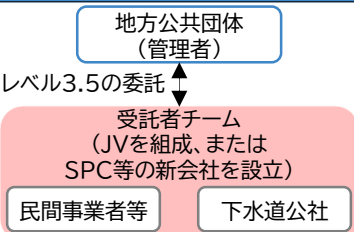
4.2.3 下水道公社の活用可能性

- レベル3.5の受託者として、下水道公社の活用も想定されうる。
- 下水道公社が受託者となる場合、単独で受託者となる場合のほか、民間事業者等とともにJVを組成する場合やSPC等の新会社を設立する場合も考えられる。
- 下水道公社の事業目的との関係から問題ないか等について留意が必要となるほか、下水道公社と受託者グループを形成しない民間事業者等との関係で入札・公募等の競争性・公平性・透明性の確保等について留意が必要

図表 4-16 広域型レベル3.5の受託者としての下水道公社や官民出資会社の活用(イメージ)



図表 4-17 下水道公社を活用する場合(イメージ)

類型	単独で受託者となる場合	JV組成/SPC等の新会社設立の場合
		
効果・メリット	●下水道公社によるセルフモニタリングのほか、地方公共団体を補完する役割・機能を期待できる ●受託者選定等の負担軽減の可能性	●下水道公社の技術力や、これまでの情報・ノウハウ等が、受託者チームの中で活用されることを期待できる ●受託者の創意工夫等を引き出しやすい
留意点・ポイント	●レベル3.5の4要件や、交付金等要件化の要件の充足に留意が必要 ●契約締結方法、再委託の考え方は、基本的にそれぞれの地方公共団体の判断	●JV組成やSPC等の新会社設立は、下水道公社の事業目的との関係等の観点から問題ないか確認が必要 ●入札・公募の競争性等確保に留意が必要

実施編「第6章」6.3 レベル3.5からレベル4への移行

- 次期「水の官民連携」の検討においては、レベル4も選択肢として、適切なPPP/PFI(官民連携)の手法は何かを検討する。
- レベル4へ移行する場合、レベル3.5の実施結果や中間評価等を踏まえた円滑な移行が期待される。

図表 6-2 レベル4とレベル3.5の比較

		レベル4	レベル3.5 (更新実施型を想定)
レベル3.5の4要件	長期契約	●事業期間の設定は自由 (先行事例は20年以上が多い)	●原則10年
	性能発注	-	-
	維持管理と更新の一体マネジメント	●直接収受する利用料金等が原資 ●収益的収支（3条予算）／資本的収支（4条予算）の枠に縛られない事業実施も可能（※1）	●委託料等が原資 ●収益的収支（3条予算）／資本的収支（4条予算）の枠内で事業実施
	プロフィットシェア	●創意工夫等による費用縮減は運営権者に帰属 (利用料金直接収受による独立採算)	●事業期間中の民間提案で仕組みが発動した場合、費用縮減分の分配も可能
その他	公共施設等運営権設定	●必要 (公共施設等運営権に抵当権設定可能)	-
	利用料金直接収受	●所定の利用料金は自らの収入として直接収受する	-
	PFI法に基づく職員派遣	●可能 (第79条に基づく退職派遣)	- (公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく職員派遣は可能)
	政府調達協定(WT0協定) (※2)	●適用あり（一部例外あり(※3)）	●適用あり
		レベル3.5と比較して、より長期的に、創意工夫等の余地が広がることで、さらに効果やメリット等を期待できる	

※1下水道分野の先行事例では、資本的収支(4条予算)は地方公共団体が運営権者に支払う仕組みのことが多い。

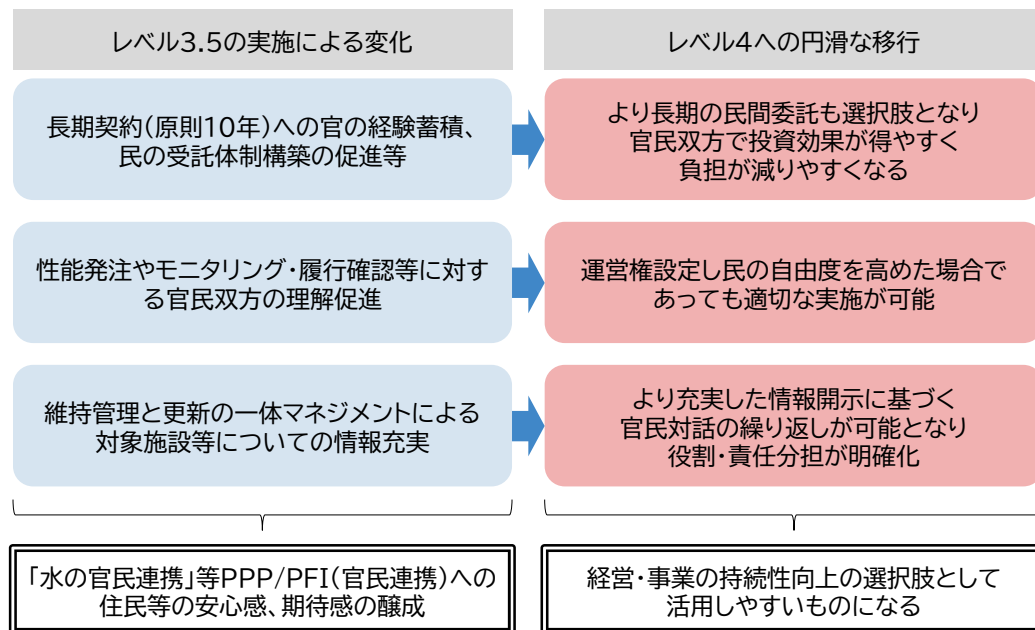
※2都道府県、指定都市及び中核市が対象

※3建設事業以外の場合は2010年12月10日時点のPFI法が適用対象となるため、維持管理、運営等を主目的とするレベル4は対象外。

実施編「第6章」6.3 レベル3.5からレベル4への移行

- レベル3.5からレベル4へ移行する場合には、図表 6-3のような観点から、円滑な移行が可能となると想定
- レベル3.5の事業期間中にはレベル4への移行を見据え、維持管理上の気づきや施設の点検結果等の情報を整理・蓄積しておくことが適切
- 事業期間中に事業の導入効果を検証する中間評価を行い、整理された情報を、次期入札・公募の参考とするため活用することも想定(「PFI事業における事後評価等マニュアル」(内閣府民間資金等活用事業推進室、R3.4))

図表 6-3 レベル3.5からレベル4への移行



図表 6-4 中間評価において整理する情報(例)

事業の概要・効果	- 公募関連資料等から、事業の概要等を整理 - モニタリング結果を踏まえ、重要業績評価指標等の推移を整理
事業の収支・費用等の内訳整理	- 特定事業選定時または事業者選定時等のVFMを整理 - 管理者等に帰属する事業期間にわたる最終的な歳入・歳出を整理 - モニタリング結果を踏まえ、事業者の収入、支出の推移を整理(特に支出については、可能な範囲で各項目の内訳等についても整理)
修繕履歴の整理、 施設・設備の劣化状況把握	- モニタリング結果を踏まえ、これまでに実施した修繕等の実施状況(時期・価格・設備の品番等)を整理 - 施設の劣化状況等を確認し、期間満了時までには補修すべき箇所を整理
次期の大規模修繕の把握	次期事業手法の検討にあたって、大規模改修が必要となる時期や内容の整理
物品台帳整理	定期モニタリングを通じて、物品の管理状況を整理

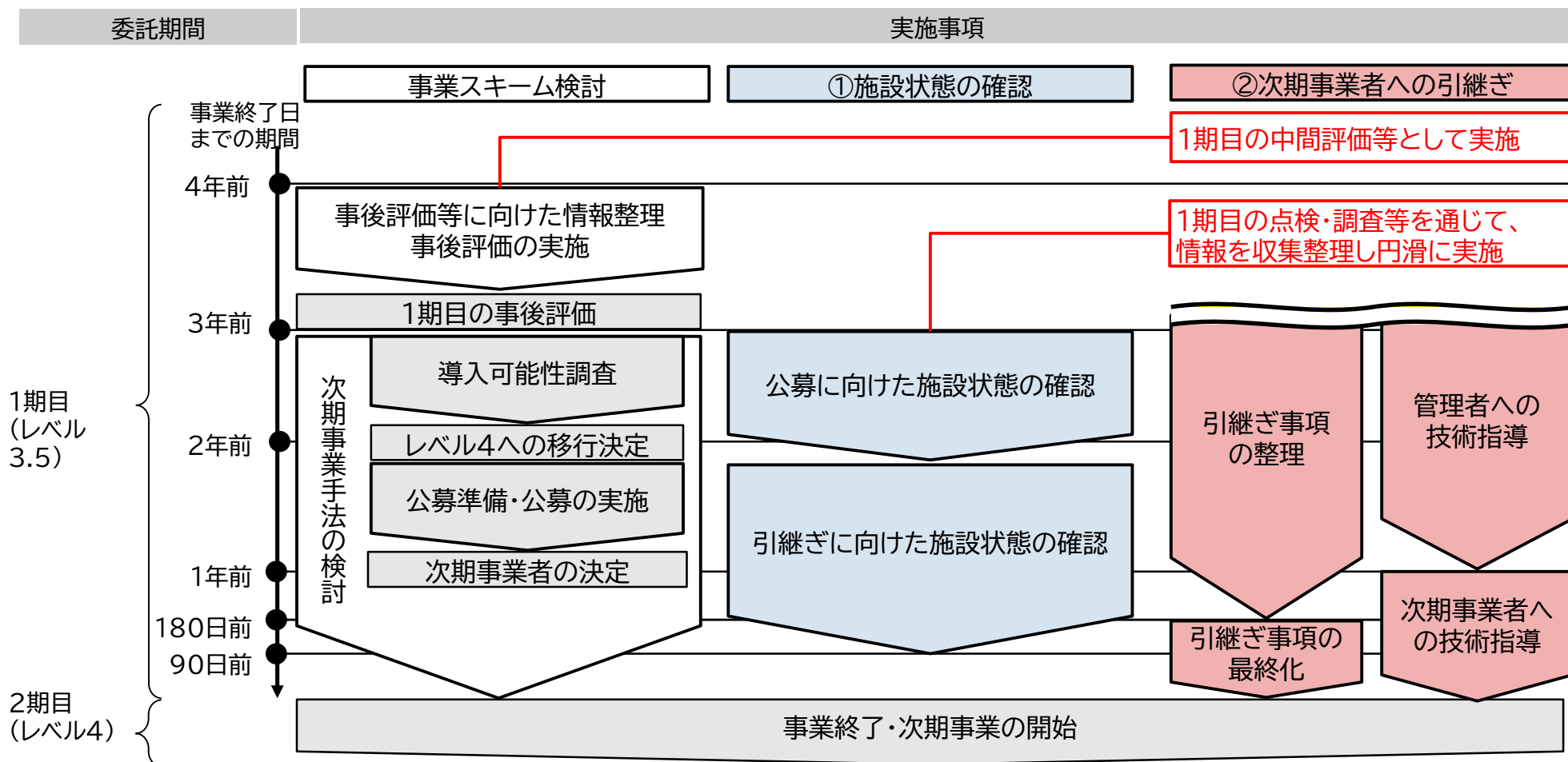
<凡例> 灰色の項目:レベル3.5において特に整理を行うことが想定される情報

(出典)PFI事業における事後評価等マニュアル(内閣府民間資金等活用事業推進室)に基づき国土交通省作成

実施編「第6章」6.3 レベル3.5からレベル4への移行

- レベル4への移行においては、実施方針条例の制定(議会議決)に向けた議会等への説明・合意形成、公募実施段階における応募者による施設状況の確認等のデューデリジェンスの実施、引継ぎのための技術指導等に一定の期間を要することに留意してスケジュールを想定することが必要

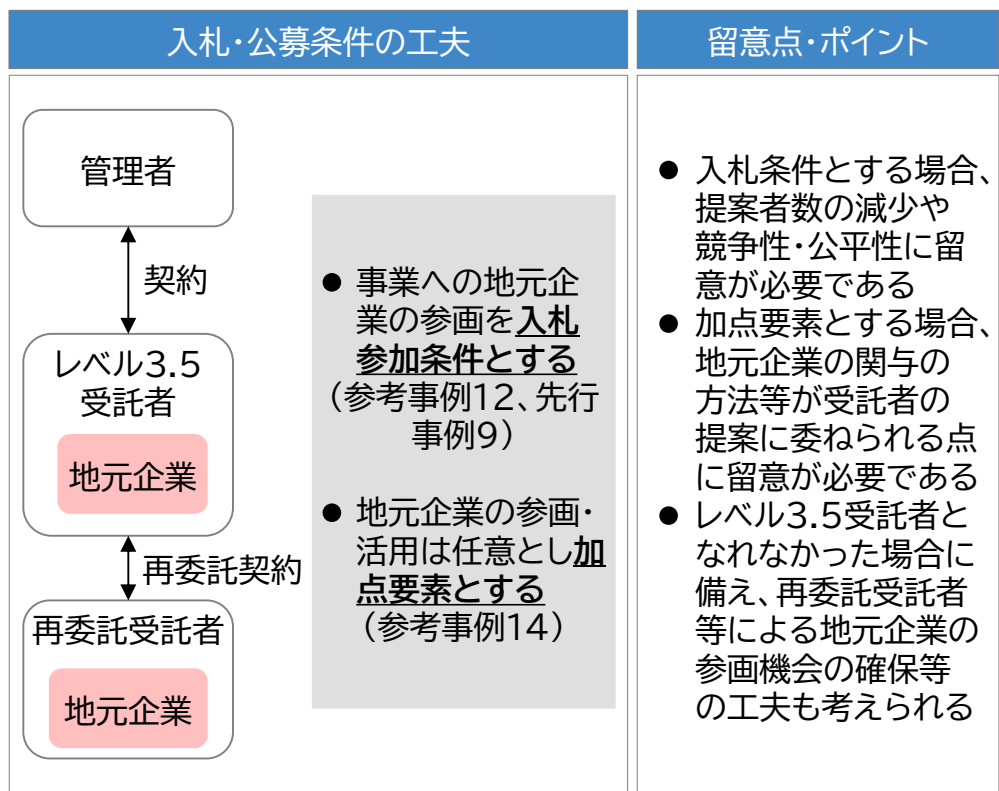
図表 6-5 次期「水の官民連携」の検討フロー例(レベル4.0への移行)



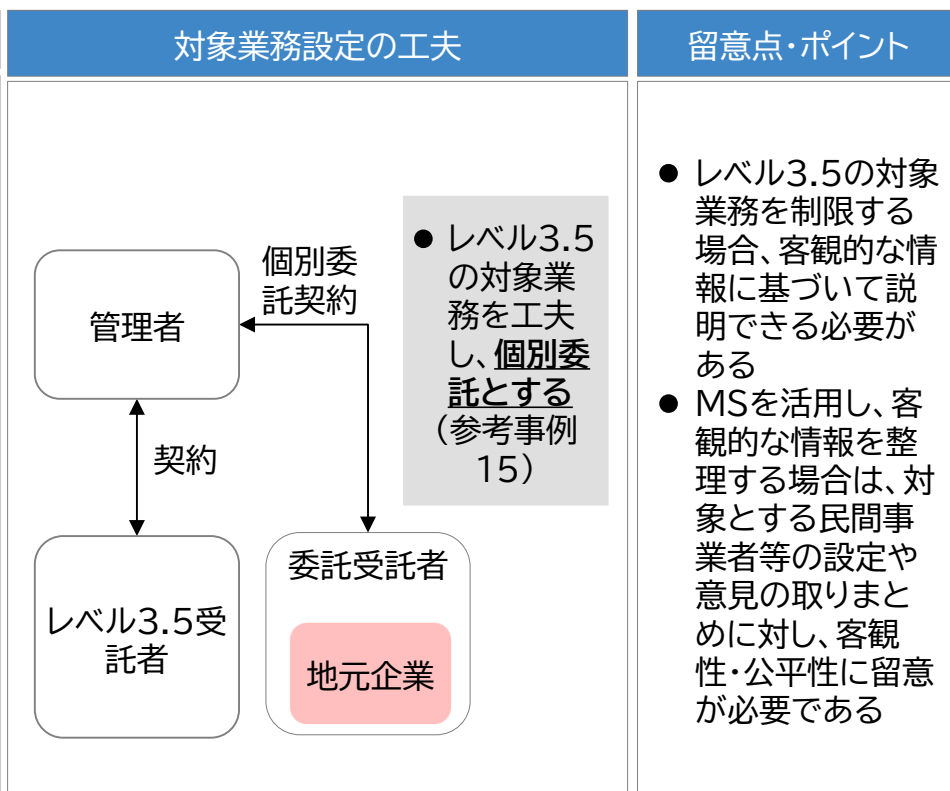
実施編「第7章」7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画の考え方

- レベル3.5における地元企業の参画では、地元企業の活用を提案評価の加点要素にする等の工夫を想定
- また、対象施設・業務範囲の設定の工夫によって、地元企業へ別途個別に業務委託することも考えられるが、この場合は当該業務を対象外としたことに関して、管理者は客観的な情報に基づいて説明できることが必要
- 特定の地元企業の参画を求めるといった公募要件の設定に当たっては、競争性・公平性の確保に十分留意する必要があり、入札・公募等参加者の競争回避的行動を誘発し、競争に影響を及ぼすおそれがないよう留意し、慎重に検討を行うことが必要

図表 7-2 入札・公募条件の工夫(例)



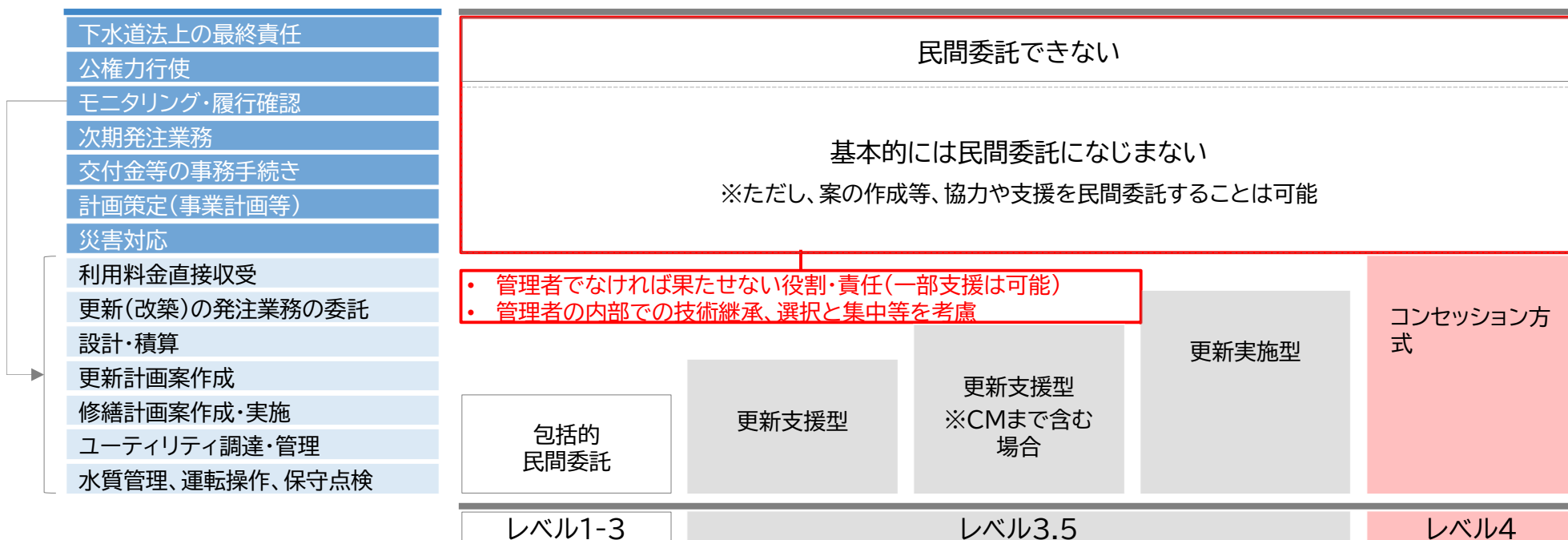
図表 7-3 対象業務設定の工夫(例)



※先行事例の具体的な工夫については、実施編第7章 参考事例12、14、15、先行事例9を参照

- レベル3.5導入後においても、緊急時の対応、管理者によるモニタリング・履行確認が必要であり、職員の技術力保持や技術継承は重要な課題となる。
- 導入検討の中で、それぞれの地方公共団体(管理者)が継承すべき技術は何かを議論し、技術継承の方法等も踏まえ、対象施設・業務範囲の設定等に反映する必要がある。

図表 7-12 民間委託後も管理者に残る役割・責任

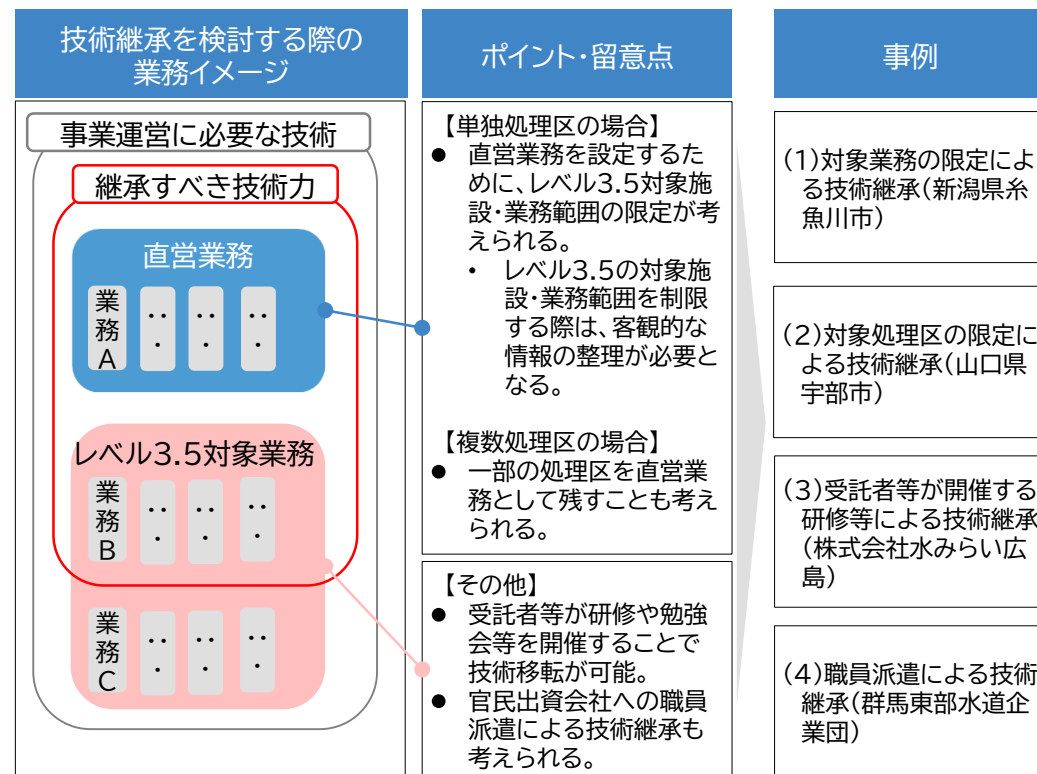


- 技術継承の方法としては、例えば、単独処理区の場合、一部の施設や業務をレベル3.5の対象に含めず、直営業務として実施する等の工夫を想定
- 一方で、レベル3.5の対象施設・業務範囲の設定を調整する場合には、客観的な情報の整理が必要となることが多い点に留意が必要
- また、処理区が複数ある管理者の場合、一部の処理区を直営業務として実施し、その他の処理区をレベル3.5の対象とすることで技術継承を図るという工夫も想定

図表 7-13 技術継承の方法と留意点・ポイント

	技術継承方法	ポイント・留意点
基本的実施が必要	モニタリング・履行確認	●委託業務のモニタリングを通じ業務把握を行い、ノウハウの承継を可能とする
	マニュアル化	●受託者等にマニュアルを作成し、必要なノウハウを承継可能とする
必要に応じて実施	研修	●受託者に研修の実施を委託し、実業務を基にしたノウハウの承継を可能とする
	直営での業務実施	●直接的に職員が業務を実施することで直接的な業務経験を積むことでノウハウを承継可能とする
	職員派遣	●直接的に職員が業務を実施することで直接的な業務経験を積むことでノウハウを承継可能とする

図表 7-14 レベル3.5と技術継承(イメージ)



実施編「第7章」7.3 リスク分担

7.3.2 管路のリスク分担の特殊性

- 下水道の管路の多くは地中埋設物であって外部から可視化されていない点で、その状況や健全度等のリスクを判断することが一般的に困難であるという特徴があり、特有のリスクの取り扱いを考慮したリスク分担の検討が必要となる。

【管路特有のリスク】

- 管路の多くは、公道の地下に広範囲に埋設されているため、施設の状況を適切に把握することが困難
- また、管路の状況が、受託者の作業上の責によらない外的要因(交通荷重や他工事等)により変化してしまうことから、一定の確度のある性能基準を評価・監視する指標設定が困難
- この点、不法投棄による溢水、他の民間事業者等の工事による破損事故など原因究明できるものもあるが、重車両の通行に起因する道路陥没や調査の見落とし等原因が明らかでない場合も存在
- 加えて、下水処理場のように法律で定められた水質等の基準値がないことも想定

【管路特有のリスクの取扱い】

- 上記の管路特有のリスクの取扱いについては、レベル4に関するガイドラインの検討会においても議論
- また、「下水道管路管理における効果的な業務指標を設定するための考え方(案)」(国土技術政策総合研究所、R7.4)における地方公共団体と民間事業者等を対象にしたヒアリング調査においても「点検調査により施設状況を把握することでリスク分担が可能になると考えられる。」「老朽化した施設の維持管理等を受託者(民間企業)に委ねることは、受託者に相当のリスクを負わせていることになる。」との意見が出されており、「あらかじめ発注者側で施設状況を把握し、民間側にどのような状況の施設の維持管理を委ねるかを示すことが望ましい」とされており、これらを踏まえて検討することが必要

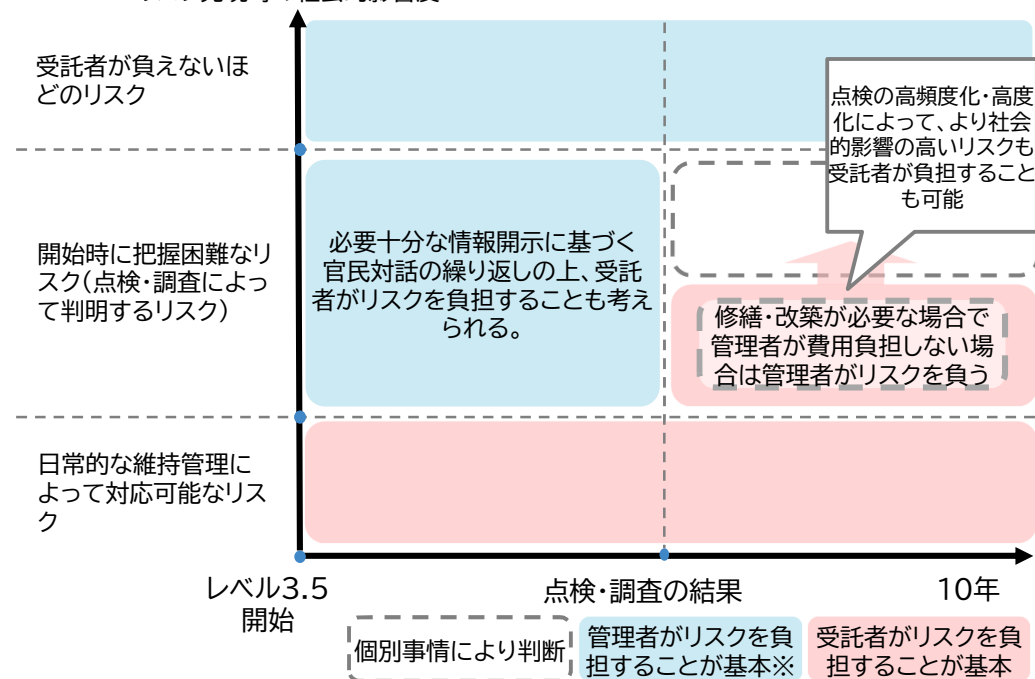
実施編「第7章」7.3 リスク分担

7.3.3 管路を含むレベル3.5を活用する場合のリスク分担(特に大規模な管路)

- 管路を含むレベル3.5を導入する場合、長期にわたる事業期間の時間軸も考慮のうえ、管路特有のリスクやリスクが顕在化する場合の社会的影響の大小等を踏まえ官民のリスク分担を契約・要求水準等で明確化することが重要となる。

- 管路のリスク分担の特殊性は、大規模な管路であるほどリスクが顕在化する場合の社会的影響が大きくなるため、さらに際立つ特徴
- また、レベル3.5は、長期間にわたり、維持管理と更新(改築)を一体的に、性能発注で民間委託するものであり、民間事業者等(受託者)が対応可能なリスクを適切に負担するためには、事業期間の時間軸を考慮の上、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを踏まえ、官民のリスク分担について契約・要求水準等で明確化することが極めて重要
- 大規模な管路を含むレベル3.5を活用する場合のリスク分担について、管路特有のリスクやリスクが顕在化する場合の社会的影響の大小等を、長期にわたる事業期間の時間軸も考慮の上、図示すると次のイメージ(図表 7-25)

図表 7-25 大規模な管路を含むレベル3.5のリスク分担(イメージ)
リスク発現時の社会的影響度



※契約に基づく受託者の損害発生や拡大を防止する責務については別途考慮される

実施編「第7章」7.3 リスク分担

7.3.3 大規模な管路を含むレベル3.5を活用する場合のリスク分担

図表 7-26 管路の特殊性を考慮したリスク分担の考え方(一例)

【契約当初におけるリスク分担】 管路の安全へのハザードが低い場合や社会的影響が小さい箇所等の場合 ⇒受託者がリスク管理可能な場合は、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの上、受託者がリスクを分担することも考えられる。但しその場合でも、管理者が事前に実施した点検・調査等の不備に起因して発生する費用は管理者が負う必要がある
【事業期間中におけるリスク分担の変更】 事前に実施した管路施設の点検・調査の結果等では状態や健全度が明らかになってない場合 ⇒事業開始後に受託者が点検・調査を完了するまでの間は、管理者がリスクを負担することが考えられる。なお、事業開始後に受託者が管理者からリスクを譲渡されないよう、受託者が実施する点検・調査を遅らせる等のモラルハザードに注意が必要。また、管理者の点検・調査やその結果に応じた事業開始後からの受託者の修繕・改築などの措置が終了した箇所から、受託者がリスクを負うことも考えられる
【事業期間における実施方法等の変更】 受託者の点検・調査の結果等によって、想定外の対応が必要となった場合 ⇒受託者が修繕・改築を実施するために必要な費用を管理者が負担することが望ましい。なお、管理者がこの受託者の修繕・改築費用の負担をしない場合、受託者が積極的な点検・調査を実施しないことが考えられるため、効果的な管路マネジメントが行われない可能性がある 当初想定していた点検箇所について、時間計画保全・事後保全に変更する場合 ⇒点検・調査や修繕・改築等の事業量の増減が考えられるため、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しの上、契約変更等により必要な措置を講じられるようにすることが望ましい 点検について、高頻度化や高度化が必要となり当初よりも点検の頻度や単価が増加する場合 ⇒リスクは管理者が負担し、管理者は契約変更等により適切に対応する必要がある 修繕・改築に係る制度が変更される場合 ⇒制度改正に伴うリスク変化については管理者が負う 新たな管路マネジメントの考え方により、点検・調査と修繕・改築のバランスを最適化する場合などのように対応すべきか ⇒契約変更等により適切に対応を行う。なお、受託者から費用縮減を図る提案があった場合はプロフィットシェアの対象とする 費用の増額が見込まれるが予算が確保できない等の管理者の事由により契約変更等が困難な場合 ⇒受託者が適切な点検・調査、修繕・改築等の実施が困難となるため、その分のリスクは管理者が負担する
【その他留意事項】 要求水準に定められた点検・調査の結果等に関する受託者の不備に起因して発生するリスクは受託者が負う。また、管理者がリスクを負う場合でも、受託者は損害の拡大を防止する責務を負う(契約²や善管注意義務等により、責務を負う) ※1 受託者の不備の有無及び不備に起因するリスクかについては、管理者が証明する必要があるため、受託者の点検・調査の結果等については、受託者に適切に記録・保管させることが重要となる。 ※2 例えば損害が発生した場合の、管理者への通知や、損害拡大防止のための初動対応を義務付けることが考えられる

実施編「第7章」7.3 リスク分担

7.3.3 大規模な管路を含むレベル3.5を活用する場合のリスク分担

- 城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業(レベル3.5)では、修繕費用について、一定金額(税抜130万円。以下金額表記は全て税抜)以上は市が負担し、それ以下は包括委託料の範疇で受託者が対応するスキーム(図表 7-27)
- なお、一定金額を境目として負担者を分ける運用にすると、その境目にある修繕の取り扱いで市と受託者でトラブルになりうる点、業者の判断およびその見積額に市側が依存する運用になりうる点等から、修繕費自体は全件(全額)精算
- また、130万円未満の修繕は、受託者対応になるが、少額修繕とそれ以外に分離することで、受託者の効率性が確保されることから、10万円未満の少額修繕は市の承認を省き、受託者の自由裁量による対応
- 次に瑕疵担保について、修繕費用自体に関しては、全件精算としていることから、受託者側のリスクは回避されているが、その修繕に係るマンパワーをリスクと捉える受託者に対して特徴のある契約を実施
- 公募型プロポーザルにおいては、応募者側からすれば、応募時点で、どれだけの要修繕箇所があり、その修繕に要するマンパワーはどれだけかかるかが不明な状態であり、そのリスクを極力回避しようとする傾向
- 同市では、その点を考慮し、一定金額以上は修繕を終えた状態で受託者に施設を引き継ぐことを規定
- 当初その一定金額は130万円としていたが、前述のリスクを受託前に正確に受託者が見積もることができない以上、できるだけそのリスク要素を排除したいという声を受け、10万円に設定

図表 7-27 修繕費用の取扱い

1件当たりの修繕費用(税抜き)	対応主体	精算の考え方
130万円以上	・協議によるが基本的に4条支出として市が対応する。(※)	受託事業者対応分につき、毎年度末に全件精算する
10万円以上 130万円未満	・協議によるが基本的に3条支出として受託事業者が対応する。(※) ・執行にあたり、市の事前承認を要する。	
10万円未満	・基本的に3条支出として受託事業者が対応する。 ・執行にあたり、市の事前承認は不要。	

出典)京都市城陽市「城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業募集要項」